８　事務所又は事務所の職員宛ての全ての公用通信及び事務所が発出する全ての公用通信については、伝達の手段又は形態のいかんを問わず、検閲及び他のいかなる形態の妨害又は秘密の侵害も行ってはならない。（第九条関係）

９　事務所の職員は、公的な立場で事務所の職員が行った口頭又は書面による陳述及び全ての行動に関するあらゆる形式の訴訟手続（事務所の職員が犯した自動車に係る交通犯罪についての訴訟手続等を除く。）の免除、ＯＩＥが支払った給料及び手当に対する課税の免除、自己及び被扶養者に関する出入国制限及び査証料の免除等を享有する。（第一〇条関係）

10　事務所は、事務所の職員の任命が行われたときは、当該事務所の職員の氏名等を、個別にかつ遅滞なく、政府に通告する。政府は、当該通告を受けたときは、事務所の職員に任命された者に対し、身分証明書を交付する。（第一一条関係）

11　この協定によって与えられる特権及び免除は、阻害されることのない事務所の機能並びに当該特権及び免除を与えられる者の完全な独立をあらゆる状況において確保するためにのみ与えられる。（第一二条関係）

12　事務局長は、この協定によって与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであると認める場合において、事務所の利益を害することなく当該免除を放棄することができるときは、当該免除を放棄する権利及び義務を有する。（第一三条関係）

13　事務所は、日本国において契約を締結する場合には、仲裁条項を含めるものとする。事務所は、私法的性格を有する紛争の適当な解決方法について定めるものとする。ＯＩＥは、事務所の職員の雇用契約に関する紛争及びこの協定によって免除を享有する事務所の職員に係る紛争の適当な解決方法について定めるものとする。この協定の解釈又は適用に関し、政府とＯＩＥとの間の紛争又は政府とＯＩＥとの間の関係に影響を及ぼす問題であって、交渉又は他の合意された解決方法によって解決されないものは、一定の手続を経て仲裁廷に付託する。仲裁廷の決定は、最終的なものであり、かつ、政府及びＯＩＥを拘束する。（第一四条関係）

14　事務局長は、常に裁判の正当な実施を容易にし、警察、火災防止、公衆衛生及び労働監督に関する法令その他類似の法令の遵守を確保し、並びにこの協定に定める特権及び免除の濫用を防止するため、日本国の関係当局と常に協力するものとする。この協定によって与えられる特権及び免除を害することなく、日本国の法令を遵守することは、当該特権及び免除を享有する全ての者の義務である。この協定のいかなる規定も、安全保障のために全ての予防措置をとる政府の権利に影響を及ぼすものではない。（第一五条関係）

15　この協定の改正に関する協議は、政府又はＯＩＥのいずれか一方の要請によって行われ、いかなる改正も、相互の合意によって行われる。（第一六条関係）

条約

国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年八月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十四号

国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定

日本国政府及び国際獣疫事務局は、

千九百二十四年一月二十五日に作成された國際獣疫事務局ヲ巴里ニ創設スル爲ノ國際協定を想起し、

国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所が日本国の領域に置かれていることを考慮し、

日本国の領域における国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する事項を規定することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a)　「国際協定」とは、千九百二十四年一月二十五日に作成された國際獣疫事務局ヲ巴里ニ創設スル爲ノ國際協定をいう。

(b)　「ＯＩＥ」とは、国際獣疫事務局をいう。

(c)　「政府」とは、日本国政府をいう。

(d)　「事務所」とは、国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所をいう。

(e)　「施設」とは、事務所が事務所の公的活動のために占有する建物又は建物の一部をいう。

(f)　「事務所の公的活動」には、事務所の運営活動及び国際協定に従って行われる事務所の活動を含む。

(g)　「事務所の職員」とは、国際協定の附属書第八条の規定に従って事務局長が任命した事務所の代表及び事務所の他の職員をいう。

(h)　「事務所の代表」とは、国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表をいい、事務所の代表が不在の間に事務所の代表に代わって行動する場合の事務所の職員を含む。

(i)　「事務局長」とは、ＯＩＥの事務局長をいい、事務局長が不在の間に事務局長に代わって行動する場合のＯＩＥの職員を含む。

(j)　「被扶養者」とは、事務所の職員の配偶者及び二十歳未満の子をいい、心身障害を有することにより自立することができない状態にある二十歳以上の子を含む。

第二条

事務所は、法人格を有し、次の能力を有する。

(a)　契約すること。

(b)　不動産及び動産を取得し、及び処分すること。

(c)　訴えを提起すること。

第三条

事務所の文書は、不可侵とする。当該文書には、事務所が所有し、又は保管する全ての記録、信書、書類、原稿、写真、フィルム及び記録物を含む。